

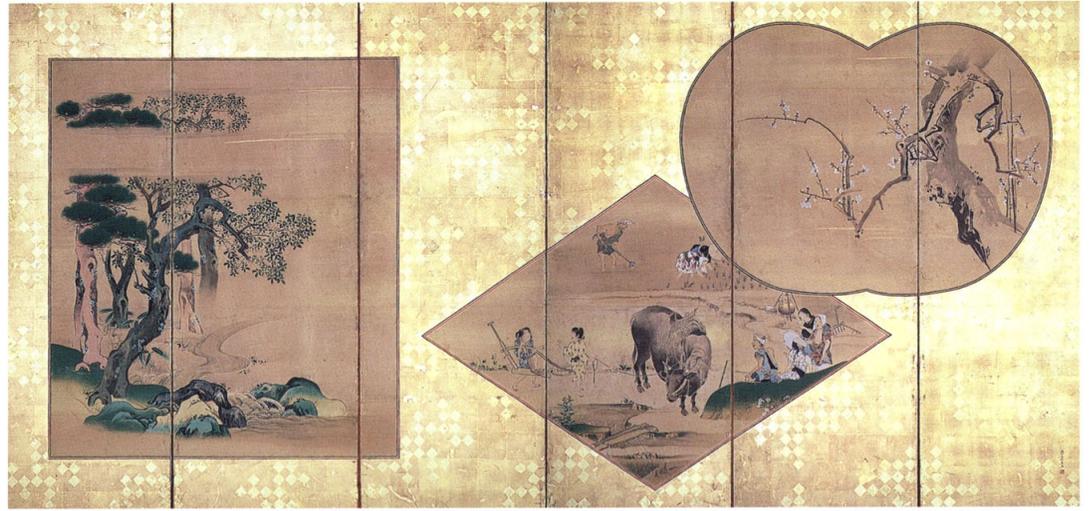
三、お抱え絵師

25 四季図屏風 六曲一双 渡辺始興筆

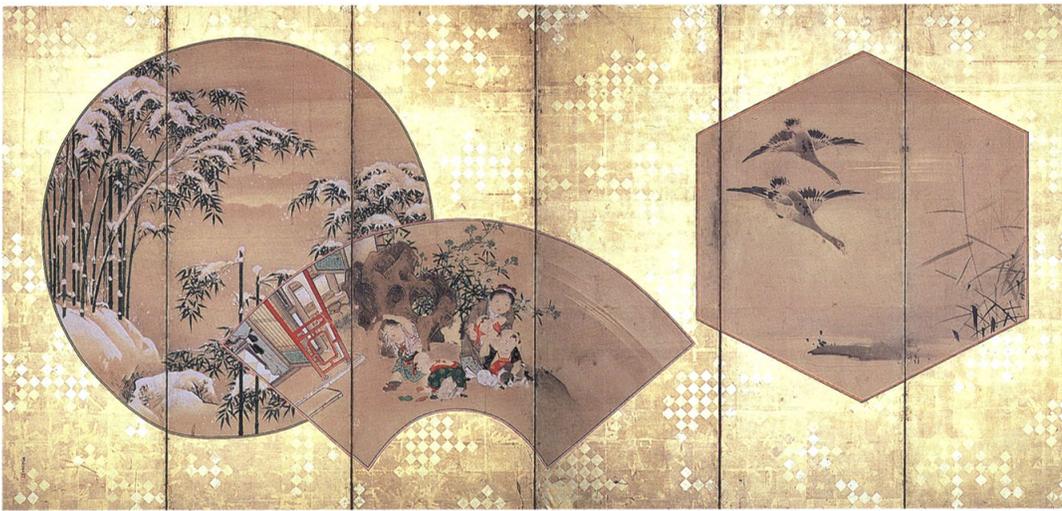
各総一九一・五×三九七・六

家熙のお抱え絵師として成長し、活躍した渡辺始興（求馬、一六三八〜一七五五）が、禁裏で使用するために制作した屏風である。御物として保管されていた時代に、その名称の一部に「鴨居隠」と付けられていたように、禁裏の建物の高い長押の位置を配慮して、通常の屏風よりも大型となっている。本屏風は、安永八年（一七七九）や天明六年（一七八六）の『御屏風目録』に、「團扇押繪形 渡邊求馬筆 一雙」と記載されている。制作されて以後、皇室に伝わり、京都御所に保管されていた屏風である。

始興は、町絵師時代に狩野派を学んだ後、尾形光琳に師事したと、多くの画史、画論書に記述され、家熙に仕えて後は、大きく作風を展開したとされる。本作品の場合、大画面に団扇、菱、方、六角、扇、円の形を配置した中に、和漢の異なった季節の画題を描き、また金地の上には小型の青金の箔を斜めに貼りつめるといった装飾性に大きな特徴があると言えよう。またその描写は、構図の空間処理の巧さと筆線を活かした水墨による表現、また、やはり墨筆線の抑揚表現を大切にしながら、人物や樹木、草花には、写生や模写で培った繊細で穏やかな大和絵による表現がある。確かに、全体の構成、描写からは、狩野派、琳派を学んだであろうこと、そして家熙との交流によって培われた感性を窺うことが出来る。



右隻



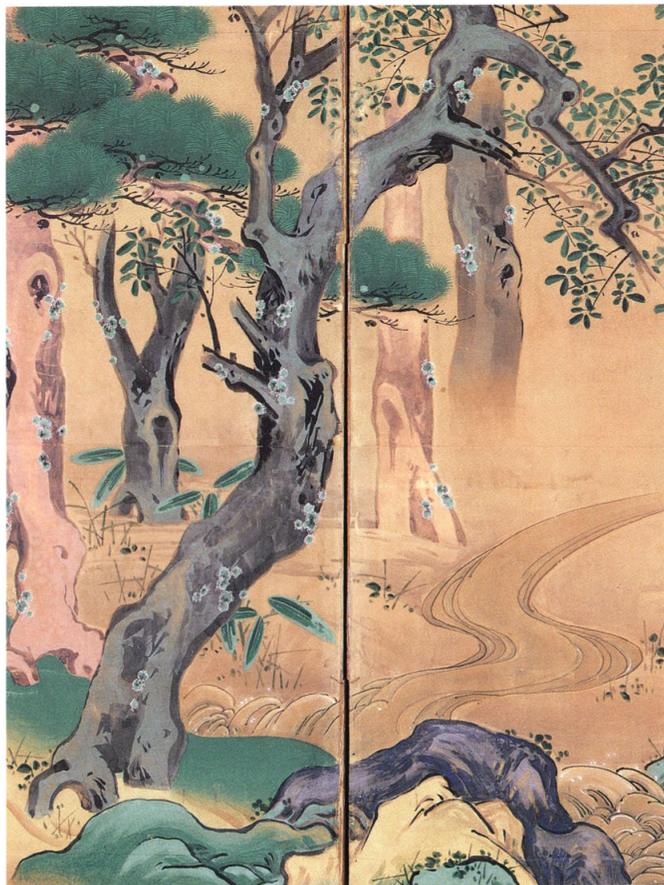
左隻



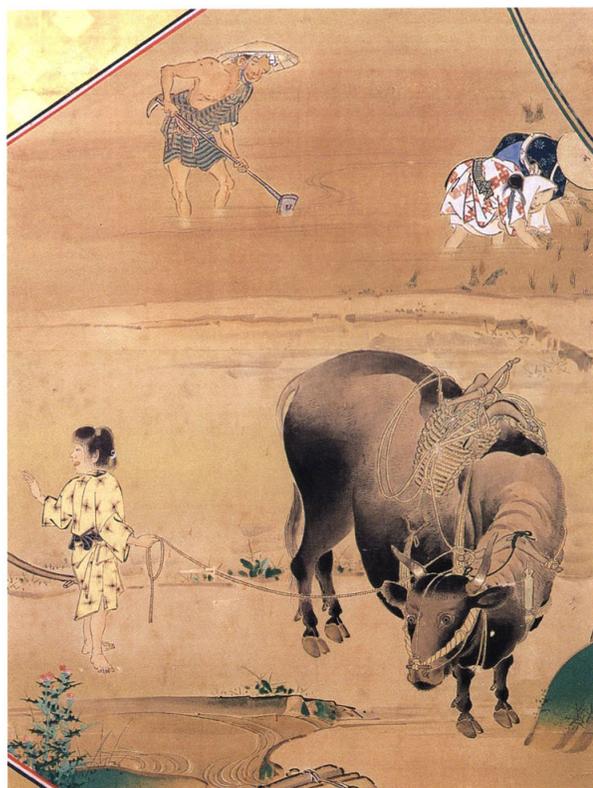
落款印章



右隻部分



右隻部分



右隻部分

本作品の制作年代は明確に出来ないが、始興に関してすでに紹介された史料のうち、木村探元の『京都日記』の記述にある、享保十九年（一七三四）十二月十八日条の「禁中御用之御屏風」との関連を想起する。この頃、五十歳頃の始興は、家熙の様々な御用を勤め、「春日権現験記絵巻」二十巻の模写を終えるなど、仕事の内容、量ともに充実した時期であり、絵師としても高い位置にあったと考えられている。また享保十四年には、家熙が中御門天皇の勅命によって「宋書六箴屏風」（参考作品①）を書き、天皇は大変お喜びになって、褒賞の宸翰御製を家熙に賜っている。さらに、『山本臨乗手録』の記載によれば、始興は中御門天皇の時に禁中で用いられたとあり、『渡辺家系譜』によれば、享保二年に東宮御所に召されて寛保二年（一七四二）にはその職を退いたとある。このような経緯を考えれば、始興が禁裏の屏風を制作する機会、やはり家熙が没する元文元年（一七三〇）以前の可能性が高いのではなからうか。落款印章も含めて、始興の作品の編年や作風の展開などは、これからの研究課題ではあるが、始興の作画活動の背景からは、本屏風が享保十九年の「禁中御用之御屏風」に相当する可能性も十分に考えられよう。



左隻部分



左隻部分



左隻部分

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出典を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

近衛家熙 ― 風雅の探究

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 25

編集 宮内庁三の丸尚蔵館
制作 株式会社 東京美術
翻訳 横溝廣子
発行 宮内庁
平成十三年七月七日発行

©2001, Museum of the Imperial Collections